
新・障害者福祉しがプラン
(案)

平成24年(2012年)2月

滋賀県健康福祉部
障害者自立支援課

はじめに

1 計画策定の背景

障害のある人をめぐる環境は今、大きく変化しています。

措置から契約へとサービスの提供方法が大きく変わり、さらに平成18年には障害者自立支援法が施行され、従来障害種別で分かれていた障害福祉サービスは、市町を主体として一元的に提供されるようになりました。サービスはより身近なものとなり、それを選択する利用主体としての意識も、障害のある人の中で定着しつつあります。

一方、障害のある人が地域で安心して生活し、それぞれが望む生き方を実現できる社会へは、まだ課題も多く残されています。サービス提供体制の充実や障害者理解の促進、福祉のまちづくりの推進など、障害者施策の総合的な取組が一層求められています。

こうした中、国においては、障害者権利条約の締結に向け、障害者制度の集中的な改革が進められており、障害者基本法の改正をはじめとする法整備が進行しています。障害者自立支援法は廃止することとされ、代わりに(仮称)障害者総合福祉法の制定が予定されており、制度の枠組みは一新されようとしています。

こうした障害のある人を取り巻く環境の変化や、新しい枠組みへの対応などを踏まえつつ、本県における新しい障害者施策の指針を示すことが求められています。

ア 障害者自立支援法の施行から6年が経過し、その目的とした地域における自立生活、社会生活の実現に向け、本県におけるこれまでの成果や課題を踏まえ、今後の方向性を総合的に示すことが必要です。

イ 障害者基本法の改正(H23.8)により「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」という理念が明示されました。また、障害者が文化芸術活動の担い手であることや文化芸術活動への支援も明記されました。

さらに、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律が制定(H23.6)され、「虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要である」として虐待禁止にかかる措置等が定められました。

こうしたことから、障害のある人をかけがえのない個人として尊重し、その自立と社会参加、権利擁護の一層の推進を図ることが強く求められています。

ウ 国の障害者制度改革の進展により打ち出される新しい障害福祉の枠組みを見据え、「制度の谷間、空白の解消」や「本人のニーズにあった支援サービス」の実現に向けた対応が必要です。

また、これら制度見直しまでの間における措置として改正された障害者自立支援法、児童福祉法に伴う相談支援の機能強化や新サービス、施設の再編等に対応しつつ、施策の一層の推進を図る必要があります。

2 計画策定の趣旨

こうした背景を踏まえ、障害者福祉しがプラン（計画期間：平成19～23年度）の進捗状況を検証し、その成果と課題を踏まえ、障害のある人が地域でいきいきと生活できるよう、障害のある人もない人も互いを尊重し、理解し、助け合うことのできる共生社会、ノーマライゼーションの理念に基づく地域社会の構築に向け、新たな障害者施策の指針および実施計画として、新・障害者福祉しがプランを策定します。

ア 障害者自立支援法の施行6年間の状況および現在進められている法改正を踏まえるとともに、今後の国の障害者制度改革の進展を見通した内容を盛り込むこととします。

イ 当事者参画の考え方のもと、障害のある方や関係者の声を生かし、障害者自立支援協議会の意見の反映を図ることとします。また、市町計画と連動し、数値目標や事業量を設定します。

ウ 我が国の障害者福祉の草分けである糸賀一雄氏らの思想と実践をはじめ、福祉圏構想に基づく地域福祉の推進や、利用者・事業者と一体になって進めた地域ニーズに即した取組など、本県の障害福祉の歴史を踏まえ、そのさらなる発展を目指します。

そのために、各地での具体的な取組事例を盛り込むことで、それらのさらなる広がりや深まりを呼び込むよう発信します。

3 計画の位置付けと構成

本プランは、本県施策の総合的な基本指針である「滋賀県基本構想」との整合のもと、障害者施策を総合的に推進するための計画です。

このうち「基本構想」部分は、本県における障害者施策の基本的な方向を定めるものであり、障害者基本法第11条第2項に基づく都道府県障害者計画にあたります。

また、「実施計画」部分は、基本構想を実現するための個別施策の方向性等を示すものであり、障害者自立支援法第89条第1項に基づく都道府県障害福祉計画にあたります。

4 計画期間

平成24～26年度の3年間とします。

また、計画期間中であっても、社会情勢の変化や福祉を取り巻く環境の変化に対応するため、必要があれば適宜見直しを行います。

5 計画の推進体制と進行管理

本プランの推進にあたっては、障害者基本に基づく合議制の機関を設置して、障害のある当事者や関係団体の参画のもとでの施策の推進状況の監視により適切に進行管理を行い、推進を図ります。

ア 県の関係部局による滋賀県障害者施策推進本部による連絡調整や、滋賀県障害者自立支援協議会等における現場課題に即した関係機関の協議により、福祉、医療、労働、教育等の各分野の連携を図り、適切に進行管理を行いながら推進します。

イ 「暮らす」「働く」「活動する」「共生」の各側面での成果指標、および、その推進に向けた取組事項にかかる目標値を設定し、年度ごとに計画の進行管理を行います。

ウ 各年度の達成状況について評価し、障害のある当事者や関係団体の参画も得て議論しながら、次年度以降のさらなる推進に役立てるとともに、成果と課題をとりまとめ、広く県民に公表します。

エ 県と市町、サービス事業者、県民等との協働と役割分担を図りつつプランの推進を図ります。また、障害者団体やボランティア、NPOなどとも連携を図り、きめ細かい支援に努めます。

施策の推進にあたっては、各市町が単独でさまざまな障害者施策を取り組むことが難しい面があることから、県下7つの福祉圏域を単位とすることを基本とします。

< 県 >

県は、総合的・専門的な事業、市町で行うことが困難な広域的な事業の実施や市町等への助言、支援を行います。

また、全県単位での調整が必要な施設入所支援等の適正配置の調整や、障害保健福祉圏域間の調整などを通じ、各福祉圏域間での均衡あるサービス提供体制の推進を図ります。

サービスの提供体制に関しては、地域の社会資源の活用による多様な事業者の参入を促進するとともに、人材の確保と研修等による資質の向上に努めます。

< 市町 >

市町は地方分権が進展するなか、障害のある人への福祉の提供については、大半の役割を担うこととなりました。住民に最も身近な自治体として、住民ニーズを的確に把握し、日常的に必要な福祉・保健・医療サービスをきめ細かく、主体的に展開していくことが、一層求められています。

そのために、施策を総合的、一体的に提供するための計画づくりや、推進体制の整備が期待されます。

- ・ 障害福祉サービスの提供主体として、障害のある人の生活実態を把握し、就労支援機関や教育機関等との連携を図り、必要なサービスを計画的に実施
- ・ 障害福祉に関する情報提供や相談・支援等を行うとともに、コミュニケーション支援や虐待防止、権利擁護等に関する必要な援助を実施
- ・ 地域生活支援事業を各市町の創意工夫により、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態により、効率的、効果的に実施

< サービス事業者 >

サービス事業者は、サービスに関する情報の提供、サービスの質の評価と向上に努めるとともに、障害のある人の意向を尊重し、障害のある人の立場に立った公正で適切なサービスの提供に努めることが求められます。

また、地域の関係機関と連携を密にし、障害のある人や家族の相談・援助、施設機能の地域への提供などを通じ、地域のニーズに応じた多面的なサービスの展開、開発を図っていくことが期待されます。

< 企業 >

企業は、働く意欲のある障害のある人の積極的な雇用を進めることにより、障害のある人の地域での自立を支援するという役割が期待されます。

また、企業は地域社会の一員として、地域社会への積極的な参加により組織や人材等を活用したボランティア活動など社会貢献活動を進め、障害のある人の地域生活を支援することが期待されます。

さらに、県の施策と協力しつつ、公益的な施設や車両、住宅供給などにおいて、障害のある人の安全かつ快適な利用に配慮することが求められます。

< 障害のある人 >

障害のある人は、自ら社会の一員として積極的に社会経済活動に参画し、地域の人たちとの交流を深め、自立した生活を目指すことが期待されています。

また、共生社会の実現を目指して、障害等の状況に応じ、自らボランティア活動を行うなど地域活動への主体的な参加も期待されています。

< 地域社会の役割 >

地域社会は、障害のある人の地域生活を支える基盤となるものです。地域住民は、障害に対する正しい理解を深め、障害のある人が気兼ねなく行動し、活動に参加できる地域づくりを進めることが期待されています。

< 県民 >

地域福祉を進める主役は、そこに暮らし地域を一番よく知っている県民一人ひとりです。県民一人ひとりが、お互いに福祉の受け手であり、担い手でもあるという認識のもとに、その声やニーズを地域福祉の充実に反映できるよう、それぞれの立場で自発的・積極的に地域福祉活動に参加することが期待されます。

6 障害者制度改革への対応

国において進められている障害者制度改革の進展により、今後、新しい国の障害者計画の策定(H24)が予定されており、また、本年2月に示された障害者自立支援法にかわる、障害者総合福祉法案の骨子(厚生労働省案)においては、法の対象となる障害者の範囲に、治療方法が未確立な疾病その他の特殊な病気(難病など)が含まれることなどが盛り込まれ、平成25年4月の施行を目指すこととされています。さらに、(仮称)障害を理由とする差別禁止法案の提出(H25)なども予定されており、本プランの計画期間中において障害者福祉の枠組みは大きく変化するものと見られます。

このため、障害のある当事者や関係者の参画のもと、障害を理由とする差別を防止するための方策について調査研究を行うとともに、慢性疾患に伴う機能障害を含め、支援を必要とする人をもれなく支援の対象とする谷間のない支援など、新たな制度の枠組みを見通した今後の本県の障害者施策のあり方について、引き続き検討を進めていくこととします。

基本構想

1 現状と今後の課題

これからの障害者施策の指針を定めるにあたり、障害者福祉しがプラン（計画期間：平成19～23年度）の進捗状況を検証し、その現状と課題を以下に整理しました。

ア 暮らす

現 状

- 1 H18 と H22 の障害者数(手帳所持者)は、身体障害者が 48,705 49,619 人で横ばい、知的障害者が 8,622 10,159 人、精神障害者が 3,756 5,646 人で増加しています。
- 2 特別支援学校の児童生徒数は、H18：1,440 人 H22：1,853 人と 1.3 倍に、公立小中学校の特別支援学級の児童生徒数も H18：1,583 人 H22：2,553 人と 1.6 倍に増えています。
- 3 公立小・中・高等学校の通常の学級に在籍する児童生徒で、発達障害（LD、ADHD、高機能自閉症等）により、特別な教育的支援を受ける必要があると校内委員会において判断した児童生徒の割合は、平成 22 年度小学校約 7.6 %、中学校約 4.8 %、高等学校約 2.2 %となっています。
- 4 発達障害者支援については、発達障害者支援センター「いぶき」を中心に県域、各圏域、各市町において相談支援を実施しているほか、各圏域において発達障害者の専門的な支援を担う発達障害者支援キーパーソンは 16 人であり、毎年 7 人（各圏域 1 人）を目標に養成を進めています。
- 5 福祉施設入所者の地域生活への移行者数（H18～）は H23 目標 107 人に対し 78 人(H22 末)です。
- 6 精神科病院の病床数は、H19.6 で人口 1 万人あたり 17.6 床（全国平均 27.7 床）と 47 都道府県中 46 位と少ない中、地域移行支援を通じて H18～H22 の間に 18 人の精神科病院に入院している患者が、地域移行しました。入院 1 年以上の長期入院患者は H18：1,404 人(全入院患者の 66%) H22：1,274 人(59.5%)に減少したが、精神科病院入院患者の退院促進は H23 目標 150 人に対して 91 人(H22 末)です。
- 7 グループホーム・ケアホーム等の整備量は、H23 目標 1,017 人に対し 980 人(H22 末)、生活介護事業所は、2,140 人に対し 2,099 人です。
- 8 自立訓練の整備率は、機能訓練が 59.2%、生活訓練が 39.4%であり、療養介護は未実施という状況です。
- 9 居宅介護、重度訪問介護等の居宅系のサービス量は、H21 実績 405,854 時間であり、H23 見込みの 548,441 時間に対する達成率は 74%です。

課 題

- 1 地域移行の一層の促進
 - ア 重度障害や行動障害などを含めたニーズへのきめ細かな対応
 - イ グループホーム利用者の夜間の支援や、医療的ケアを圏域内の他の施設が行うといった、連携、バックアップ体制づくり
 - ウ 障害のある人や介護者の高齢化への対応
 - エ 居宅介護など、在宅障害者への居宅系サービスの一層の充実

- 2 関係機関の連携促進
 - ア 放課後や長期休暇中における子どもたちの活動の場の充実
 - イ 医療と福祉の連携による医療的ケアの提供体制の充実

- 3 谷間のない支援
 - ア 高次脳機能障害、発達障害、難病患者などに対する谷間のない支援
 - イ ひきこもりや触法傾向といった、障害に付随する問題への対応

- 4 精神障害者の地域生活支援
 - ア 住まいの場の確保と地域生活を支える相談支援、医療、福祉サービスの充実
 - イ 精神障害に関する正しい理解の促進
 - ウ 精神障害者を支援する人材の発掘と養成
 - エ 退院可能な精神障害者の地域移行に向けた支援の推進

- 5 発達障害者の地域生活支援
 - ア 医療、保健、教育、労働分野と福祉の連携による生涯一貫の支援
 - イ 成人期への支援、家族への支援
 - ウ 障害特性や支援手法にかかる理解普及

イ 働く

現 状

- 1 障害のある人で働いている人の数は、H23 目標 8,100 人に対し約 7,300 人 (H22 末)、福祉施設から一般就労への移行は 121 人に対し 61 人、また、法定雇用率達成企業割合は、65%に対し 50.4% (H23) です。
- 2 働き・暮らし応援センターからの就職者数は、目標 198 人を大幅に上回る 369 人(H22)と順調に伸びています。一方で、せっかく就職しても継続できず、短期間で離職してしまう人も少なくありません。
- 3 就労系の事業所の定員については、就労継続支援 B 型が、H23 目標 1,982 人に対し 2,068 人(H22 末)で既に達成済みですが、一方、就労継続支援 A 型は 256 人に対し 224 人、就労移行支援は 527 人に対し 376 人です。
- 4 就労収入の向上については、事業所の製品、サービスにかかる販路の拡大や品質・生産量の向上に取り組んでおり、平均工賃は H18 の 16,600 円に対し H22 が 19,221 円と向上しましたが、目標の 30,000 円には達していません。
- 5 官公需の優先発注については、「ナイスハート物品購入制度」の活用などにより物品や役務の調達を進めており、県庁各課および各地方機関における障害者施設への発注は、3,442,420 円(H20) 6,062,134 円(H22)と増加しています。
- 6 特別支援学校高等部の卒業生は、159 人 (H18) から 227 人 (H23) に大幅に増えており、今後も増加が見込まれます。
- 7 H22 の発達障害者支援センターいぶきにおける青年期(19 歳以上)の相談支援は 435 人と H18 の 48 人に比べ 9 倍に増えており、年齢層では青年期の割合は約 50 %を占めていますが、地域において、生活や就労に向けた具体的なサービスが不足しています。

課 題

- 1 一般就労への移行促進
 - ア 働き・暮らし応援センターの相談支援機能の一層の充実
 - イ ジョブコーチや職場実習など、就労への橋渡しと職場定着の支援充実
 - ウ 企業等への障害者雇用に関する普及・啓発の強化

- 2 福祉的就労の推進
 - ア 販路拡大や受注能力の向上など、就労収入の一層の向上
 - イ 事業所職員の経営や指導訓練にかかるスキル向上
 - ウ 自立訓練と就労移行支援、就労継続支援など複数のサービスのステップによる訓練システムの検討
 - エ 働く障害者の健康管理・増進や二次障害予防対策の推進
 - オ 就労系と生活介護の中間的な役割を担う「いきがい・自己実現」のための日中活動の場づくり

- 3 特別支援学校等卒業生への対応
 - ア 増加する特別支援学校や特別支援学級等の卒業生の就労、日中活動の場の確保
 - イ 職業教育や働く意欲の育成など福祉と教育、労働等関係機関の一層の連携

- 4 発達障害者への支援
 - ア 成人期の発達障害者について、地域生活や就労に向けた訓練・支援の場が必要。

ウ 活動する

現 状

- 1 滋賀県障害者スポーツ大会等で、近年では特別支援学校等でのスポーツへの取組が活発になってきたことから、知的障害のある少年・青年世代の参加割合が全体の約3割を占めています。スポーツ大会等の運営においては、障害者が自らボランティアとして参加し、大会の企画運営や選手養成、障害者スポーツの発展に寄与しています。
- 2 近江学園で始まった障害のある人の自由な造形活動は、その後他の福祉施設に広がり、H16のボーダレス・アートミュージアム「NO-MA」の開設につながりました。近年では「生(なま)の芸術、生(き)の芸術」といわれるアール・ブリュットとして注目され、H22にパリで開催された「アール・ブリュット・ジャポネ展」の成功に結びつきました。H23県調査によると、県内61施設(回答施設の約40%)、約900人の利用者が造形活動を行っています。
- 3 コミュニケーション支援派遣は、H17の6,000回からH22の7,778回(手話通訳者派遣:6,756人、要約筆記者派遣:1,022人)まで増加しましたが、目標の11,000回には達していません。視覚障害者に対する移動支援については、H23.10月に同行援護サービスとして介護給付化されました。
- 4 障害のある人、一人あたりの地域活動等への年間参加回数は、各年度の福祉施設、関係団体、市町等を対象としたアンケートによる集計では、0.7回(H17)から1.3回(H22)に増えましたが、目標の2.0回には達していません。

課 題

1 スポーツやレクリエーションの振興

ア 参加機会の拡大

イ 多様な障害者スポーツの競技力の向上

2 アール・ブリュットの振興

ア 障害のある人の造形活動のすそ野の拡大

イ 造形活動における著作権等の権利や活動内容に関する相談支援

ウ 作品展の開催を通じた作品の発掘、情報発信に向けた取組の支援

エ 作品の展示・収蔵を行う発信拠点整備

3 コミュニケーション支援等の推進

ア 通訳者等の養成確保（手話通訳・要約筆記・盲ろう通訳介助者等）

イ ボランティア等の養成確保（手話・要約筆記・点訳・音訳・IT 支援等）

4 同行援護の円滑な実施

ア 同行援護従事者の養成確保

エ 共生のまちづくり

現 状

- 1 障害者理解のための講話や体験学習等を実施する小中学校は、H23 目標 100% に対し、児童生徒へ実施する小中学校が 98.8% (H22)、一方、保護者へ実施する小中学校は 34.7% (H22) です。
- 2 福祉のまちづくりの関係では、歩道の整備の進捗率 99.0%、1 日 3 千人以上の乗降客のある駅におけるバリアフリー化率 70.5% (全駅中では 46.4%) などなっています。ノンステップバスについては、74 台 77 台に増加しました。
- 3 障害者基本法の改正 (平成 23 年 8 月公布) により、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享受するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、社会への参加や差別の禁止などが定められ、これに基づく国の障害者基本計画の策定が予定されています。
- 4 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律 (平成 24 年 10 月施行) により、障害者に対する虐待の禁止および防止、虐待を受けた障害者に対する保護のための措置、養護者に対する支援のための措置等が定められ、関連施策の一層の推進が求められています。
- 5 今後、国の障害者制度改革に向けた議論を踏まえ、障害者自立支援法に代わる (仮称) 障害者総合福祉法の平成 25 年 8 月までの施行などが目指されており、平成 23 年 2 月には、その骨子案が示されました。
- 6 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律 (第 1 次一括法) により、平成 24 年 4 月以降、施設等の設備および運営に関する基準が条例に委任されます。さらに第 2 次一括法により、市町への権限移譲などが行われます。

課 題

- 1 障害者理解の促進
 - ア 精神障害をはじめとするさまざまな障害に対する理解の一層の促進
 - イ まだ理解が十分でない発達障害や高次脳機能障害にかかる理解の促進
 - ウ 糸賀思想の普及啓発、アール・ブリュットの振興を通じた共生社会の実現
 - エ 学校における授業や講話などによる障害者理解の促進
- 2 福祉のまちづくりの推進
 - ア だれもが安全で快適な生活ができるユニバーサルデザインのまちづくり
 - イ 視覚・聴覚障害など障害特性に応じた災害時支援
 - ウ 「地域の中で普通に暮らす」ことを応援する近隣関係づくり（福祉コミュニティづくり）
- 3 保健・医療との連携
 - ア 医療やリハビリテーションを必要とする障害のある人に対する支援の充実
 - イ 精神科救急医療や、アルコール・薬物などの依存症への対応など、精神科医療の充実
- 4 人材の確保・育成
 - ア 福祉人材の確保・定着
 - イ 地域福祉を支えるボランティアの育成
 - ウ 医療的ケアが必要な障害のある人への対応など医療と福祉の連携を担う人材育成
 - エ 就労、職場支援への対応など労働と福祉の連携を担う人材育成
 - オ 発達障害や高次脳機能障害のある人の支援に対応できる人材の育成
- 5 新しい制度等への対応
 - ア 障害者基本法および新しい国の障害者基本計画、さらに（仮称）障害者総合福祉法などの新たな障害者施策の枠組みを見据えた、当事者や福祉現場の参画、地域ニーズの現状を踏まえた施策の構築
 - イ 相談支援の充実および体制の強化をはじめ障害者自立支援法等の一部改正に伴う対応を円滑に実施
- 6 虐待防止、権利擁護の一層の推進
 - ア 障害者虐待の防止等に向け、権利擁護センター機能の設置をはじめ、関係機関の連携体制づくりや研修、広報・啓発事業などの推進
 - イ 成年後見制度の活用など権利擁護の一層の推進
- 7 施設の基準等の見直しと市町との役割分担、連携
 - ア 施設等の設備および運営に関する基準について、関係者の声を踏まえつつ見直し、条例制定
 - イ 障害福祉サービス事業所の指定や障害者相談員にかかる権限の移譲を円滑に実施

現状と今後の課題を踏まえて

これまで5年間の「障害者福祉しがプラン」の推進によって、就労支援や日中活動の場、居住の場など、各種障害福祉サービスの提供体制は、各圏域において着実に整備が進んできました。

また、障害者理解の促進、福祉のまちづくり、人材の育成等についても取り組み、障害のある人の地域生活の支援を図ることができました。

しかし、福祉施設から地域生活、あるいは一般就労への移行など、目標とした数値にはまだ届いておらず、課題を踏まえた一層の取組が必要です。

重い障害のある人への対応や、谷間のない支援のあり方、障害者理解の一層の促進などが求められており、増加する特別支援学校卒業生への対応も、早急な対応が求められています。

これらの取組には、福祉と医療、教育、労働分野などとの連携のもと、生涯一貫した支援という視点が必要です。

さらに、障害者基本法の改正により、共生社会の実現が明記され、新たに障害のある人が文化芸術活動の担い手として位置づけられたことを受け、これまでの「暮らす」「働く」の分野に比べ、取組が遅れていた文化芸術活動のすそ野を広げていくために、アール・ブリュットの振興を通じた滋賀らしい新たな取組も求められます。

こうした新たな課題や国の障害者制度改革の枠組みに対応しつつ、引き続き「地域で暮らし、働き、活動することの実現」を目指して、さらなる施策の推進を図ることが必要と考えます。

2 基本理念

～みんなでいっしょに働き、みんなとまちで生きる～

障害のある人もない人もお互いに尊重し、理解し、助け合うことができるボーダー（境界）のない共生社会、すなわちノーマライゼーション理念が浸透した地域社会の実現を目指します。

< 2つの起点 >

ア 「ひと」

既存の制度からだけの発想ではなく、実際に支援を必要としている人、また、支援を担う人を起点に考え、施策を進めます。

障害のある人もない人も、誰もが人として尊重され、学び、働き、結婚し、子育てをし、やがて老いていくといった、ライフステージを通じた総合的な支援が得られる社会を目指します。

そのために、医療・保健・福祉の一体的な提供をはじめ、教育や労働、また他の福祉分野との連携を強め、ニーズに則した施策化や既存制度の活用、サービスや相談の総合化に向け取り組みます。

イ 「まち」

障害のある人への福祉、支援という発想だけでなく、高齢者や子どもなど様々な人が共に暮らす「まち」づくりを起点に考え、施策を進めます。

障害の有無に関わらず誰もが住み慣れたまちで安心していきいきと生活することができるよう、地域主体の共生社会を目指します。

そのために、障害のある人がまちで必要な役割を担うとともに、各種社会資源の利用や地元行事、防災対策等においても、まちの一員として均しく参画できるように、障害者理解の促進や社会的障壁の除去に向け取り組みます。

3 基本目標

～地域で暮らし、働き、活動することの実現～

障害者福祉しがプランにおける取組により、障害のある人の生活の場、日中活動の場づくりなどが進みました。しかし、重い障害のある人への対応など多くの残された課題もあり、引き続き地域で暮らし、働き、活動することの実現に向けた取組を進めることとします。

< 5つの視点 >

ア その人らしく

障害のある人が、地域社会を構成する一員として、人権が尊重され、その人達の望む生活が、障害によって制約を受けることなく、日常生活の様々な場面において、自ら決定し、選択することで、その人らしく生活できる地域社会を実現することが大切です。こうしたことから、障害者虐待防止対策をはじめ権利擁護に関する制度や施策の充実を進め、自立した生活を実現するために、“その人らしく”を重要な視点として施策を進めます。

イ いつでも

障害のある人が地域での生活を送るためには、24時間、365日、必要な時にサービスが利用でき支援が受けられる体制を整えることが大切です。こうしたことから、重度や要医療の障害があっても安心して暮らせる地域生活を実現するために、“いつでも”を重要な視点として施策を進めます。

ウ だれでも

障害の程度や種別に関わりなく、支援を必要とする人はだれでも支援を受けられる体制を整えることが大切です。特に、これまで充分でなかった精神障害のある人たちや、医療的ケアの必要な障害のある人たちへの支援や、発達障害、高次脳機能障害、難病患者への取り組みを推進する必要があります。障害が外見からは判断しにくい内部障害のある人への一層の配慮も求められます。このためには、障害のある人たちへの偏見や誤解を取り除き、正しい理解を進めることが大切であり、だれもが、暮らしやすい、働きやすい、そして活動しやすい地域社会を実現するために、“だれでも”を重要な視点として施策を進めます。

エ どこでも

障害のある人が、暮らす地域に関わりなく、どこに暮らしていても必要なサービスが利用でき支援が受けられる体制を整えることが大切です。これまで、県内の一部の地域で先導的に行ってきたサービスや施策を、県内の各福祉圏域で、質、量ともに確保し、ニーズに即した先進的な取り組みの全県域的な推進を図るために、“どこでも”を重要な視点として施策を進めます。

オ みんなで取り組む

“地域で暮らし、働き、活動する”という目標の達成に向けては、県や市町、あるいは地域の住民など、さまざまな立場の役割を明確にし、自助・共助・公助の力を合わせて進めることや、専門職も含めた地域における絆やつながりを築くことが大切です。こうしたことから、県民みんなで協働し、障害のある人の自立生活を実現するために、“みんなで取り組む”を重要な視点として施策を進めます。

1 主要施策の方向

基本構想の推進を図るため、各分野において、個別の主要施策の方向性を示します。

基本目標 地域で暮らし、働き、活動することの実現

地域で暮らす

地域で働く

地域で活動する

共生のまちづくり

1 主要施策の方向

地域で暮らす

障害のある人が地域で安心して生活することができるよう、障害の重い人への対応も含め、居住や日中活動の場の確保に努めます。

福祉と保健・医療、教育、労働など、各分野の連携を図りつつ、必要な人に、必要な支援を、谷間なく届けることができるよう一層取り組みます。

<重点施策>

重度障害者の入所支援と地域生活支援を総合的に進め、処遇と生活の質の向上を図り、県と市町が一体となって地域生活への移行を目指します。

- ・ 児童福祉法の改正に伴い、地域における受け皿が必要となる重症心身障害者に対応した通所施設における処遇の向上
- ・ 介護の困難性等が高い強度行動障害者に対応した通所施設における支援充実
- ・ 重症心身障害者の入所施設における介護体制の充実
- ・ 重症心身障害者に対応できる通所事業所・ケアホームの整備推進
- ・ 精神障害者の地域生活支援の一層の推進を図ります。
- ・ 多職種チームによる訪問型（アウトリーチ）支援の推進
- ・ 学齢期における精神疾患の早期発見と精神疾患の理解を進めるための研究の支援
- ・ 病院での円滑な受け入れや精神科救急情報センターの対応の充実による精神科救急医療システムの強化
- ・ グループホーム等の整備促進、関係機関の連携調整や支援者に対する助言・技術指導による長期に入院している人の地域生活への移行や定着支援の推進

発達障害者の地域生活支援の一層の推進を図ります。

- ・ 発達障害者支援センターにおける人材育成機能や支援機関への助言などの専門機能の充実と県南部への相談支援機能の拡充。
- ・ 身近な福祉圏域の障害者生活支援センターにおける専門相談支援の実施。
- ・ 発達障害に特化した専門的な宿泊型生活訓練や就労準備訓練を一体的に実施し、地域での自立生活への移行を支援。
- ・ 既存の障害福祉サービス事業所での支援の充実を図るため、事業所

認証制度を研究・開発。

- ・ 医師の養成など発達障害に関する医療的支援の充実。

地域における居住の場、日中活動の場の確保をさらに進めます。

- ・ 特別支援学校卒業生等の地域のニーズに対応できる居住および日中活動の場の整備促進

(1) 「地域で暮らす」を支援するサービスの提供

(2) とともに学ぶ教育の推進と生涯を通じ一貫した支援体制の構築

(3) 施設サービスの提供

(4) サービス提供体制の充実

1 主要施策の方向

地域で働く

障害のある人の「働きたい」という思いに応えることができるよう、企業等への就労支援や福祉的な就労の場の確保を図るとともに、働くことを通じて地域生活の経済的な基盤が得られるよう、就労収入の向上を目指します。

こうした取組を進めるため、教育・福祉・労働の連携を進めます。

< 重点施策 >

就労にかかる相談支援、訓練等の機能の充実を図ります。

- ・ 働き・暮らし応援センターの機能強化
 - ・ 就労移行支援、就労継続支援事業所の整備促進
- 就労収入の向上に向け、多面的な方策に取り組みます。
- ・ 就労支援事業所の経営や指導訓練、受注能力の向上や販路拡大、情報発信の強化など「仕事おこし」への取組
 - ・ 官公需の優先発注の推進
- 教育や労働との連携により、就労支援を一層進めます。
- ・ 滋賀県障害者雇用促進検討会議、滋賀県障害者自立支援協議会における連携体制の整備推進

(1) 企業で働く人や働きたい人への支援

(2) 企業で働くことが困難な人への支援

(3) 企業、労働、福祉、教育、医療の連携強化

1 主要施策の方向

地域で活動する

障害のある人が地域でいきいきと活動し、社会に参画することができるよう、コミュニケーション支援や福祉のまちづくりを進めます。

また、アール・ブリュット等の多彩な芸術・文化活動やスポーツの振興など活動の多様性や幅を広げ、自己実現を応援します。

< 重点施策 >

スポーツやレクリエーションの振興を図ります。

- ・ 気軽に参加できるスポーツやレクリエーションへの参加機会の拡大
- ・ 競技力向上に向けたスポーツ大会の選手育成・指導員養成

アール・ブリュットの振興を図ります。

- ・ 障害ある人の造形活動のすそ野の拡大
- ・ 造形活動における著作権等の権利や活動内容に関する相談支援
- ・ 作品展の開催を通じた作品の発掘、情報発信に向けた取組の支援
- ・ 作品の展示・収蔵を行う発信拠点の整備に向けた取組

コミュニケーション支援など社会参加への障壁の除去に努めます。

- ・ 手話や点字、文字による情報提供、伝達支援など、情報バリアフリーの推進

(1) 社会参加の促進

(2) コミュニケーション支援の充実

(3) 多様な社会体験、交流への支援

1 主要施策の方向

共生のまちづくり

新しい障害者基本法が目指す共生社会の実現という理念に向け、当事者参画のもとで各種の施策を推進します。虐待防止対策や障害特性に配慮した防災対策にも取り組みます。

我が国の障害者福祉の草分けである糸賀一雄氏らの思想と実践は、今も本県における施策や取組の根底をなすものであり、本県障害福祉の歴史を踏まえ、未来に向けたさらなる発展を目指します。

< 重点施策 >

新しい障害者基本法に基づく合議制の機関を設置し、滋賀県自立支援協議会と連携して当事者参画のもとでの施策推進を図ります。

障害者虐待の防止、早期発見、相談支援等の対策に取り組みます。

災害時の避難誘導や避難所対応など、障害特性に応じた対策を図ります。

糸賀一雄氏をはじめとした本県障害福祉の先人たちの思想と実践を今後のさらなる発展に生かすための普及・啓発を行います。

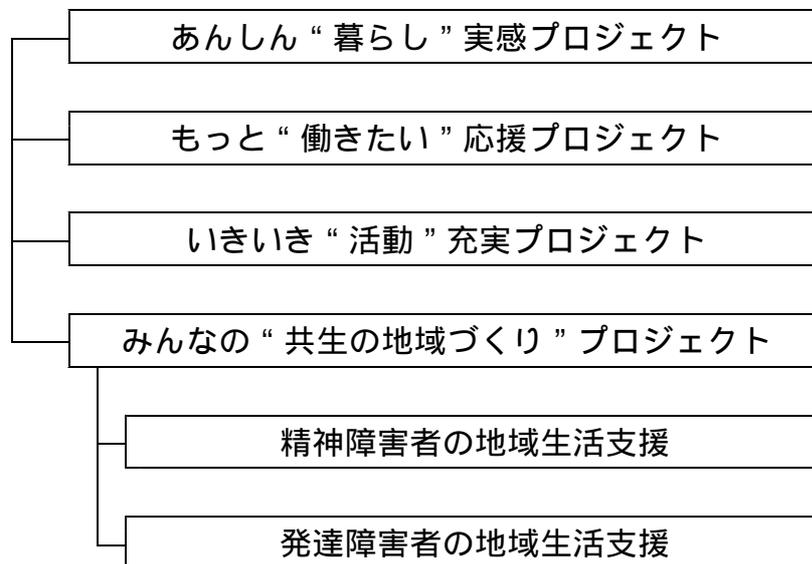
アール・ブリュットの振興による共生社会の実現に向け取り組みます。

- (1) 障害者理解の促進
- (2) 福祉のまちづくりの推進
- (3) 保健・医療サービスの充実
- (4) 権利擁護の推進
- (5) 人材確保と資質の向上

2 重点プロジェクト

基本目標である「地域で暮らし、働き、活動することの実現」に向け、各分野の横断的な連携により、戦略的に推進する重点プロジェクトを設けます。

重点プロジェクトは、「暮らす」「働く」「活動する」「共生」の各分野において、関係の方々や県民のみなさんと力を合わせ、障害のある人の地域生活を支援するとともに、本県の障害者施策のさらなる推進を目指すものです。



3 指標と数値目標

本プランの計画期間である平成26年度の目指すべき姿として、「暮らす」「働く」「活動する」「共生」の各分野に対応する4つの指標と、その数値目標を設定します。

指標の達成に向けた主要事項の目標数値も設け、達成状況を明らかにしつつ推進と進行管理を行います。

4 事業量見込み

障害福祉計画の第3期計画期間である平成24年度から26年度について、障害者自立支援法に基づくサービス等の事業量を見込むものです。

各市町において必要なサービス量を見込み、これを積み上げて設定しています。